

羽島市教育委員会教育長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な教育行政の推進に資するため、教育長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 教育長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、弔慰、病氣見舞い等、交際の相手方に特段の配慮が必要な場合は、支出件名のうち、個人名等は公表しないものとする。

(公表の時期)

第3条 教育長交際費の公表は、支出日の属する月の翌月の末日（その日が市の休日に当たるときはその翌日）までに公表するものとする。

(公表の方法)

第4条 教育長交際費の公表は、教育委員会事務局教育政策課での閲覧及び羽島市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行し、同日以後に支出のあった教育長交際費について適用する。